

## 補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金（報告事項）
担当部署	住民部 環境課 環境係
担当者名	山口 晃弘
補助対象	<p>瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体に対し交付するものです。</p> <p>なお、要綱において「飼い主のいない猫」とは、所有者または飼い主が不明である猫を言います。</p> <p>(1) ボランティアセンターみずほに登録しているボランティア団体または瑞穂町内に本拠を置く特定非営利活動法人</p> <p>(2) 申請時点において、町内において、飼い主のいない猫を増やさないことを目的とした活動を1年以上継続していること。</p> <p>(3) 構成員が5人以上であること。</p>
規程等	瑞穂町補助金等交付規則
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>この要綱は、瑞穂町内の飼い主のいない猫のふん尿等、人の生活環境に及ぼしている被害に対応するため、現在、町内で飼い主のいない猫の不妊去勢手術等を行っているボランティア団体に対し、当該事業に要する費用の一部を補助するものです。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>猫に関する苦情（餌やり、糞尿被害、個人の敷地内で出産、捨て猫）は年々増加しており、出産時期には多くの相談が役場に寄せられています。</p> <p>猫は、法律で愛護動物となっていて駆除することはできないことから、飼い主のいない猫が人の生活に悪影響を及ぼす場合の対策として、殺処分する以外には、捕獲後に不妊去勢手術を行い、再び捕獲した地域に放し地域猫として飼養するか、人に馴らして飼い猫として飼養する以外に方法がありません。</p> <p>現在、町では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制する目的で、公益財団法人どうぶつ基金から不妊・去勢手術の無料券交付を受け、飼い主のいない猫活動のボランティア団体に交付し、飼い主のいない猫が増えないように対策を行っているところですが、飼い猫として譲渡する場合には、捕獲、保護した猫の健康診断や治療に費用が必要となっていて、ボランティア団体の経済的負担となっています。</p> <p>公益財団法人が交付する無料券による不妊・去勢手術は、実務的に町行政が実施することは困難であり、猫の繁殖を抑制する事業を継続するためには、ボランティアによる活動は欠かすことができないことから、団体に対して経済的な支援策が必要であると考え、東京都が実施している、医療保健政策区市町村包括補助事業の飼い主のいない猫対策事業（補助率1/2）を活用し、町の飼い主のいない猫対策事業として、団体に対する補助事業を行うものです。</p> <p>この要綱は令和4年3月31日までを期限としていましたが、現在も猫に関する苦情は多数寄せられているため、事業を継続する必要性があり、実施期間を延長するものです。</p>

## 補助金額

1 補助金の交付対象となる経費及び条件は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 不妊手術に要する経費 1匹につき1万円
- (2) 去勢手術に要する経費 1匹につき5,000円
- (3) 不妊手術又は去勢手術のために獣医師が必要と認めた当該手術以外の措置に要する経費 1匹につき1,000円
- (4) 不妊手術又は去勢手術を行うための捕獲機器の購入費 2万円(1団体につき1台とし、過去にこの補助金を受けて同類の機器を購入した場合を除く。)
- (5) 猫の譲渡を行うに当たっての検査及び治療に要する経費 1匹につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる補助対象経費の合計額が20万円を超えるときの補助金の額は、20万円とする。

## 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、瑞穂町在住者からの申し出により、瑞穂町内に生息する飼い主のいない猫を保護し、責任を持って終生飼養できる者に無償で譲渡する事業、および捕獲後、不妊・去勢手術を行い、再び捕獲した地域に戻す事業であり、当該事業において他の補助金を受けていないものとします。

## 実施期間

平成30年4月1日から令和8年3月31日

(必要に応じて内容の見直しを検討します。)

※当初の期間は平成30年4月1日から令和4年3月31日

## その他

## 瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱

平成30年 3月30日  
告示第 92 号

### (目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫を保護し、譲渡等を行う団体に対し当該事業に要する費用の一部を補助することにより、町の区域内（以下「町内」という。）の飼い主のいない猫の数を抑制し、住民の快適な生活環境の保持を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「飼い主のいない猫」とは、所有者又は飼い主が不明である猫をいう。

### (補助対象団体)

第3条 瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金（以下「補助金」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体に対し交付するものとする。

- (1) 社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターみずほに登録しているボランティア団体又は町内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人であること。
- (2) この補助金の申請時において、飼い主のいない猫の数を抑制することを目的とした活動を町内で1年以上継続していること。
- (3) 構成員が5人以上であること。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、当該事業において他の補助金又は助成金の交付を受けているものを除く。

- (1) 町内に居住する者からの申出により、町内に生息する飼い主のいない猫を保護し、責任を持って終生飼養（当該猫がその命を終えるまで適切に飼育することをいう。）できる者に無償で譲渡する事業

- (2) 町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を行い、当該猫を手術前に生息していた場所に戻す事業  
(補助対象経費等)

第5条 町長は、団体が次条に規定する交付申請をした日の属する年度の4月1日以後に支出した次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 不妊手術に要する経費 1匹につき1万円  
(2) 去勢手術に要する経費 1匹につき5,000円  
(3) 不妊手術又は去勢手術のために獣医師が必要と認めた当該手術以外の措置に要する経費 1匹につき1,000円  
(4) 不妊手術又は去勢手術を行うための猫捕獲器の購入費 2万円（1団体につき1台とし、過去にこの補助金を受けて同類の機器を購入した場合を除く。）  
(5) 猫の譲渡を行うに当たっての検査及び治療に要する経費 1匹につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる補助対象経費の合計額が20万円を超えるときの補助金の額は、20万円とする。  
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 収支予算書  
(2) 事業計画書  
(3) 団体構成員名簿  
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請団体の代表者に通知する。

(実績報告)

第8条 前条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、交付決定を受けた年度の補助対象事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、事業完了日から30日以内又は申請年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、瑞穂町飼い主のいない猫対策事業実績報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助事業の成果に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(申請内容の変更)

第9条 第6条に規定する交付申請後に、申請内容に変更が生じた補助団体は、その旨を町長に申し出て、報告書の該当欄に変更事項及び変更内容並びに変更理由を記載するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、第8条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により、補助団体の代表者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助団体は、前条の規定による交付確定通知を受けたときは、瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金交付請求書（様式第6号）を速やかに町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助団体は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(団体の遵守事項)

第15条 補助団体は、補助事業の実施において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 猫を保護するときに、飼い主のいない猫であることを近隣住民に確認すること。

(2) 譲渡先の飼い主に対し、適正飼育に必要な助言を行うこと。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの告示に基づき交付された補助金に関して、この告示の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成31年4月26日告示第99号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置等)

3 この告示によって改正される瑞穂町告示の規定のほか、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴って、改正を要する瑞穂町告示の規定がある場合には、速やかに所要の手続を行うものとする。この場合において、当該改正を要する瑞穂町告示の規定は、当該手続を行うまでの当分の間、読替え、修正その他所要の措置を講じ、なおその効力を有する。

## 飼い主のいない猫対策事業補助金実績一覧

年度	交付団体	交付額
平成30年度	1団体	200,000円
令和元年度	1団体	200,000円
令和2年度	1団体	200,000円